

料金後納
郵便



郡上市商工会だより

2020.1 発行第 130 号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

ゆうメール

HP : <http://www.gujo.ne.jp/shoko/> Email: gujo@ml.gifushoko.or.jp Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>

新年のあいさつ



【郡上市商工会長 木嶋 勤逸】

令和改元 初めての新春を迎え謹んで新年のお慶びを申し上げます。
郡上市商工会は郡上市の産業経済発展を期して、覚悟も新たに地域と会員事業所の未来に貢献していきます。

経営発達支援事業を柱に会員企業の利益向上、売上げアップに寄与すべく、身近な経営サポーターとして与えられた課題に最後まで寄り添ってのフォローを徹底して参ります。どうか本年も変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

《経営発達支援事業の主な取り組み》

■地域の経済動向調査に関すること

地域経済動向を把握する為、行政や支援機関による調査やレポートを活用し、経営に役立つ情報の整理・分析を行います。地域の経済動向を把握することで、自社の経営を見直すきっかけとして頂けるよう、商工だよりやホームページにて情報提供致します。

■経営状況の分析に関すること

経営状況の分析は、事業を客観的に把握する為には有効な取り組みです。経営分析の必要性をご理解いただき、財務分析やSWOT分析を行う事で、経営上の問題点、課題の抽出に取り組みます。分析により抽出された課題を明確化し、課題を認識して頂く事で、将来を見据えた事業運営に繋げていきます。

■事業計画策定支援に関すること

事業計画は、将来を見据えた事業の羅針盤ともいえるべきもので、事業の進捗状況の確認や修正に有効です。また、資金調達や補助金活用の際に、相手に理解を求める資料にもなります。このように事業に有効である事業計画の作成をセミナーと個別支援により実施していきます。

■事業計画策定後の実施支援に関すること

作成された事業計画は机上の空論に終わらせてはいけません。計画的に事業を実行できるよう進捗状況の確認等、伴走型支援を実施します。その際に、事業実行に有効な専門家派遣や各種施策及び制度の活用により、フォローアップ支援を行う事で、計画を円滑に実施できるようサポートします。

■需要動向調査に関すること

事業所の商品・サービスが「真に求められているものか」「市場のニーズに適合しているか」、といった判断材料になる需要動向データとして、消費者や顧客の声といった一次データと、一般に公表されている二次データの収集分析を行い情報提供することで商品・サービスのブラッシュアップによる販路開拓に繋げていきます。

■新たな販路開拓に寄与する事業に関すること

展示会・商談会・物産展への出展参加の推進を行い、新たな販路開拓の可能性を拡げます。また、郡上ビジネスマッチングの開催により、企業同士の商談のきっかけと、バイヤーとの商談のきっかけの場を提供することで、新たな販路開拓をサポートします。

決算・確定申告相談は完全予約制です！

商工会で支援をさせて頂いております「決算・所得税・消費税等確定申告相談」につきまして、今年も引き続き**完全予約制**にて実施します。所得控除に必要な各種証明書等持参の上、予約した時間にお越しただければ、待ち時間無しでスムーズに決算・確定申告をして頂けます。また、無料税理士相談の予約も併せて受付を行います。相続・贈与、不動産の譲渡などについてもご相談いただけますので、是非ご利用下さい。

ご相談の予約は先着順となっておりますので、お早目に商工会（☎66-2311）又は、税務相談体制で別紙カレンダーの通り開所しております各出張所へ直接ご連絡ください。

《所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告期限》 **3月16日(月)まで**
 《個人事業者の消費税 及び 地方消費の申告期限》 **3月31日(火)まで**

どうしたらいいの！ 働き方改革 ～ 4時間パートさんにも 有給休暇 ～



前回もお話したように、今すぐ対応しなければならないのは有給休暇取得義務化です。

働き方改革では、有給休暇の日数が10日以上ある人には、6カ月以上続けて勤務し有給休暇がもらえるようになった日（基準日といいます）から1年以内に5日以上休まなければならないと定められました。

最近よく、令和2年の3月31日までに休ませなければならないのかというご質問を頂きますが、そうではありません。3月31日までに始まる基準日から1年間に5日以上取得が義務化です。

労働時間・日数区分		雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
週所定労働時間	週所定労働日数	6カ月	1年 6カ月	2年 6カ月	3年 6カ月	4年 6カ月	5年 6カ月	6年6 カ月以上
30時間以上		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

1日4時間しか働かない人は？

同じです、1日4時間の日を5日有給休暇となります。

なかなか休めない人は、休暇を計画的に入れないと実際に休めません。そこで、多くの事業所で取り入れているのが誕生日休暇などの記念日休暇です。誕生日は必ずあり、比較的かさなることが少ないので休みやすいと思います。

訂正:先月の記事で、法改正スケジュール表の時間外労働の割増賃金率引き上げの時期が誤っていました。お詫びして訂正させていただきます。正しくは、令和5年4月1日から中小企業も60時間超の割増率が150%となります。